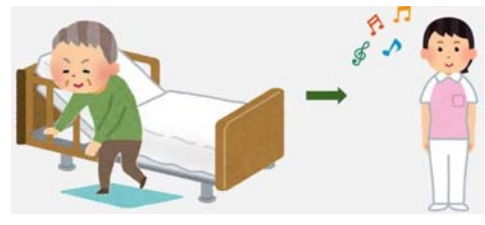




港区

# 介護ロボット等 導入費用補助金のお知らせ



区では、介護職員の負担軽減、業務の効率化及び職場環境の改善を目的として、介護ロボットやICT機器の導入促進に向け、港区内のすべての介護サービス事業所を対象にした補助金制度を実施しています。

## 申請期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ただし、事前相談は令和7年1月末日まで

## 補助対象者

区内に所在する介護サービス事業所

※予算に限りがございます。申請はお早めに。

| 区分  | サービス種別  |
|-----|---|
| 訪問系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 居宅介護支援</li> <li>● 訪問介護</li> <li>● 訪問入浴介護</li> <li>● 訪問看護</li> </ul>  |
| 通所系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 訪問リハビリテーション</li> <li>● 夜間対応型訪問介護</li> <li>● 定期巡回・随時対応型介護看護</li> <li>● 福祉用具貸与・特定福祉用具販売</li> <li>● 介護予防支援</li> </ul>   |
| 居住系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通所介護</li> <li>● 通所リハビリテーション(デイケア)</li> <li>● 認知症対応型通所介護</li> <li>● 地域密着型通所介護</li> </ul>  |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>● 介護老人保健施設(老人保健施設)</li> <li>● 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)</li> <li>● 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)</li> <li>● 小規模多機能型居宅介護</li> <li>● 看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul> |

※ただし、これまでに当補助制度を活用したことのある事業所(令和3年度に区の実証実験を行った事業所、令和4年度に区の導入サポート事業を利用した事業所を含む)は対象外です。

## 申請の流れ



## 補助額

1事業所あたり上限 **400万円** (補助率10/10)

ただし、専用窓口での相談を経た申請に限ります。

## 🔧 申請書類

区のホームページに申請書を掲載しています。

右記QRコードからもアクセス可能です。

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kaigojigyoushien/robo.html>



【注意】申請にあたり、ホームページに記載の専用窓口への相談申込をお願いします。

## ? よくある質問

| No | Q  | A   |
|----|--|---|
| 1  | 補助対象となる介護ロボット等とは。                                      | 介護ロボットとICT機器を指します。<br>・介護ロボット＝ロボット技術(センサー等により外界や自己の状況を認識し、これにより得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術等をいう。)が応用され、介護サービスの利用者の自立支援や介護者の負担軽減に資する介護機器<br>・ICT機器＝介護業務支援のための介護ソフトウェアやクラウドサービス(ケアプランデータ連携システムを含む)、タブレット端末、インカム及びネットワーク機器<br>※対象になるか判断に迷う場合は、ご相談ください。 |
| 2  | 1つの事業所で複数回申請できますか。                                     | 上限額に達していなくても1事業所あたり1度限りの申請となりますので、よく検討したうえで申請してください。  |
| 3  | 同一法人で複数サービスを行っている場合は、どのようになりますか。                       | 補助対象者に記載の事業所であれば、1法人から複数事業所の申請を受け付けることができます。  |
| 4  | 補助を受けるための条件はありますか。                                     | 以下の条件があります。申請書にチェック欄があり、すべての項目にチェックは入っていることが条件です。<br>・専用窓口での相談を経た申請であること。<br>・機器の保証期間内は事業所を閉鎖しないこと(保証期間内が特にない場合は概ね購入後1年)。<br>・転売しないこと。<br>・他の事業所では利用しないこと。<br>・重複して他の公的な補助制度を利用しないこと。   |
| 5  | 維持経費は対象になりますか。   | 対象外です。<br>ただし、保証に関する費用などで、導入時に一括して支払うものは対象とします。リース契約やクラウド型サービスの使用料等は、年度末までに支払う経費(最長1年分)について対象となります。   |
| 6  | 1事業所あたり上限400万円とありますが、導入台数に上限はありますか。また、導入経路などに制限はありますか。 | 上限はありませんが、合理的な数量かどうかを確認します。具体的には、利用者の定員数や職員数、利用する場面に対して、適正な台数であると書面上も確認できることが必要です。<br>導入経路について、機器の購入店などに制限はありませんが、市場価格を大きく超える場合等は、別途確認させていただきます。  |
| 7  | 機器の導入に必要なWi-Fi環境やパソコンなども対象になりますか。                      | 対象となります。<br>ただし、一体として必要であることが書面上も確認できることが必要です。  |
| 8  | 申請は事業所名で行いますか。   | 介護サービス事業所の法人名で手続きを行います。(申請単位は事業所になりますので、事業所ごとに申請書の作成が必要です。)   |
| 9  | 年度末までに支払いまで完了する必要がありますか。                               | 導入の完了＝機器の納品を受けて支払いを終えた時点ですので、年度末までに納品及び支払を完了している必要があります。(領収書は3月31日までの日付であることが必要です。)   |
| 10 | 公設民営の施設は申請可能ですか。                                       | 物品等の所有権が法人に帰属し、施設の使用許可が得られている場合は、申請可能です。  |

問合せ  
・  
提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25  
港区介護保険課 介護事業者支援係  
(港区役所2階)



03-3578-2883

※申請事業所以外からの問い合わせは対応いたし兼ねます。